二　改正法附則第三十八条第二項又は第四十一条第二項の規定の適用を受ける場合　次に掲げる事項

イ　改正法附則第三十八条第二項又は第四十一条第二項に規定する適用対象期間の初日及び末日の年月日

ロ　改正法附則第三十八条第二項（同条第四項の規定の適用を受ける場合を含む。）又は第四十一条第二項（同条第三項の規定の適用を受ける場合を含む。）の規定により計算した当該適用対象期間中の二十九年軽減対象資産の譲渡等の対価の額の合計額の計算に関する明細（改正令附則第十四条第二項の規定の適用を受ける場合には、同項の規定の適用を受ける同項に規定する対象事業ごとに区分した二十九年軽減対象資産の譲渡等の対価の額の合計額の計算に関する明細）

ハ　改正法附則第三十八条第二項（同条第四項の規定の適用を受ける場合を含む。）又は第四十一条第二項（同条第三項の規定の適用を受ける場合を含む。）の規定により計算した当該適用対象期間中の課税資産の譲渡等の対価の額の合計額の計算に関する明細（改正令附則第十四条第二項の規定の適用を受ける場合には、同項の規定の適用を受ける同項に規定する対象事業ごとに区分した課税資産の譲渡等の対価の額の合計額の計算に関する明細）

ニ　改正法附則第三十八条第四項又は第四十一条第三項の規定の適用を受ける場合には、その旨

ホ　その他参考となるべき事項

三　改正法附則第三十九条第一項又は第四十二条第一項の規定の適用を受ける場合　次に掲げる事項

イ　改正法附則第三十九条第一項又は第四十二条第一項に規定する適用対象期間の初日及び末日の年月日

ロ　改正法附則第三十九条第一項又は第四十二条第一項の規定により計算した当該適用対象期間中の課税仕入れ等の税額（改正法附則第三十九条第一項に規定する課税仕入れ等の税額をいう。ロにおいて同じ。）の合計額の計算に関する明細（改正令附則第十四条第三項の規定の適用を受ける場合には、同項の規定の適用を受ける同項に規定する対象事業ごとに区分した課税仕入れ等の税額の合計額の計算に関する明細）

ハ　その他参考となるべき事項

2　改正法附則第四十三条第一項において読み替えて準用する消費税法第三十七条第一項の規定の適用を受ける事業者（消費税法第二条第一項第四号に規定する事業者をいう。次項及び附則第九条において同じ。）で消費税法第四十三条第一項各号に掲げる事項を記載した同項に規定する中間申告書を提出する者については、消費税法施行規則第二十一条第二項の規定にかかわらず、同条第三項に規定する書類に準ずる書類を添付しなければならない。

3　改正法附則第四十三条第一項において読み替えて準用する消費税法第三十七条第一項の規定の適用を受ける事業者で消費税法第四十五条第一項の規定による申告書を提出する者については、消費税法施行規則第二十二条第二項及び第三項の規定にかかわらず、同条第四項に規定する書類に準ずる書類を添付しなければならない。

4　二十九年適用日（改正法附則第三十四条第一項に規定する二十九年適用日をいう。以下同じ。）の前日の属する課税期間（消費税法第十九条第一項に規定する課税期間をいい、同条第二項又は第四項の規定により一の課税期間とみなされる期間を含む。以下同じ。）において改正法附則第四十三条第一項において読み替えて準用する消費税法第三十七条第一項の規定の適用を受ける場合における前二項の規定の適用については、第二項中「第二十一条第二項の規定にかかわらず、同条第三項」とあるのは「第二十一条第三項」と、「書類を添付しなければならない」とあるのは「書類（第四項に規定する課税期間のうち改正法附則第四十三条第一項に規定する適用対象期間に係る同令第二十一条第三項各号に掲げる事項に準ずる事項が記載されたものに限る。）を添付しなければならない。この場合において、同条第二項に規定する書類については、当該課税期間のうち当該適用対象期間以外の期間に係る同項各号に掲げる事項を記載するものとする」と、前項中「第二十二条第二項及び第三項の規定にかかわらず、同条第四項」とあるのは「第二十二条第四項」と、「書類を添付しなければならない」とあるのは「書類（次項に規定する課税期間のうち改正法附則第四十三条第一項に規定する適用対象期間に係る同令第二十二条第四項各号に掲げる事項に準ずる事項が記載されたものに限る。）を添付しなければならない。この場合において、同条第二項及び第三項に規定する書類については、当該課税期間のうち当該適用対象期間以外の期間に係る同条第二項各号及び第三項各号に掲げる事項を記載するものとする」とする。

（改正法附則第四十条又は第四十三条の規定の適用を受ける旨の届出書の記載事項）

第八条　改正法附則第四十条第一項の規定による届出書には、新規則第十七条第一項の規定にかかわらず、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　新規則第十七条第一項第一号及び第二号に掲げる事項

二　改正法附則第四十条第一項の規定の適用を受けようとする課税期間の初日の年月日

三　前号に規定する課税期間の基準期間における課税売上高（消費税法第九条第一項に規定する基準期間における課税売上高をいう。次項第三号において同じ。）

四　改正法附則第四十条第一項の規定により当該届出書を提出する旨

五　改正法附則第四十条第二項の規定の適用を受ける場合にあっては、同項に規定する著しく困難な事情

2　改正法附則第四十三条第一項において読み替えて準用する消費税法第三十七条第一項の規定による届出書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　新規則第十七条第一項第一号及び第二号に掲げる事項に準ずる事項

二　改正法附則第四十三条第一項の規定の適用を受けようとする課税期間の初日の年月日（当該課税期間の初日の年月日と同項に規定する適用対象期間の初日の年月日とが異なる場合には、これらの初日の年月日）

三　前号に規定する課税期間の基準期間における課税売上高

四　改正法附則第四十三条第二項の規定の適用を受ける場合にあっては、同項に規定する著しく困難な事情

（改正法附則第四十三条の規定の適用を受ける場合に関する経過措置）

第九条　消費税法施行規則第十七条第五項の規定は、改正法附則第四十三条第一項において読み替えて準用する消費税法第三十七条第一項の規定の適用を受ける事業者が、改正法附則第四十三条第一項に規定する適用対象期間中に消費税法第三十八条第一項に規定する売上げに係る対価の返還等を行った場合について準用する。

2　改正法附則第四十三条第一項において読み替えて準用する消費税法第三十七条第一項の規定の適用を受ける場合における附則第十一条の規定により読み替えられた消費税法施行規則第二十七条第一項第一号ハ及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「第三十七条第一項」とあるのは、「第三十七条第一項（所得税法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十五号）附則第四十三条第一項において読み替えて準用する場合を含む。）」とする。

3　消費税法施行規則第二十七条第四項の規定は、改正法附則第四十三条第一項において読み替えて準用する消費税法第三十七条第一項の規定の適用を受ける場合における帳簿への記録について準用する。この場合において、同令第二十七条第四項中「法」とあるのは「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十五号。以下この項において「改正法」という。）附則第四十三条第一項において読み替えて準用する法」と、「課税期間」とあるのは「改正法附則第四十三条第一項に規定する適用対象期間」と読み替えるものとする。

（小規模事業者に係る資産の譲渡等の時期の特例に関する経過措置）

第十条　二十九年適用日から平成三十三年三月三十一日までの日の属する課税期間において消費税法第十八条第一項の規定の適用を受けた場合における消費税法施行規則第十二条第三項の規定の適用については、同項中「に係るもの」とあるのは「（二十九年軽減対象資産の譲渡等（所得税法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十五号）附則第三十四条第一項に規定する二十九年軽減対象資産の譲渡等をいう。以下この項において同じ。）に該当するものを除く。）に係るものと二十九年軽減対象資産の譲渡等に係るものと」と、「区分して」とあるのは「それぞれ区分して」とする。